



9月9日は「救急の日」

9月9日は「救急の日」、この日を含む1週間は「救急医療週間」です。

※今年度は9月6日（日）～12日（土）

鳥羽市消防本部 ☎ (25) 2821

鳥羽市管内で、令和元年（平成31年）中に搬送された1,482人のうち、約6割のかたが入院を必要としない「軽症」であり、例年、救急搬送の半数以上を占めています。

救急車の不適切な利用が増えると、緊急性があり、本当に救急車を必要としているかたに対しての適切な救命処置が遅れてしまい、救える命が救えなくなるおそれがあります。

年	搬送人員	うち軽症	軽症の割合
令和元年 (平成31年)	1,482人	890人	60%
平成30年	1,461人	865人	59%
平成29年	1,388人	744人	54%

※救急車を呼ぶほどではないが病院にかかりたい場合には
三重県救急医療情報センターへ電話してください。

☎ 059-229-1199

急な子どもの病気に、医療関係の専門相談員が毎日
午後7時30分から翌朝8時まで対応しています。

みえ子ども医療ダイヤル ☎ #8000

#8000が使えない場合は ☎ 059-232-9955 へおかけください。

最近、救急要請時に「サイレンは鳴らさずに来てください」と通報されるかたがいますが、救急車での出動は「緊急車両による走行」となり、サイレンを鳴らさず、また、赤色の警光灯をつけずに走行することはできません。

(道路交通法施行令より一部抜粋)

緊急自動車の要件とは

緊急の用務のため運転するときは、(中略)サイレンを鳴らし、かつ、

赤色の警光灯をつけなければならない。



**救急車の適正利用に
ご理解・ご協力をお願いします。**